

地域福祉計画における“圏域”の考え方の推移

計画		八王子市地域福祉計画(ハートピア・プラン21)				
期間		平成5～15年度				
広	第2層 (2次福祉圏域)	3	基本計画を基に設定	①中央・北部圏域(中央地域、北部地域) ②西部圏域(西部地域、西南部地域) ③東南部地域(東南部地域、由木地域)	専門的・総合的なサービス(「八王子21プラン」の6地域を基本としながら、保健福祉推進拠点の機能等を考慮し、当面、2地域を1つの範囲。地理的条件や人口規模のほか、事務所や保健所の所管区域などを考慮)	1. 安心して暮らせるまちづくりのために 2. 快適に暮らしやすいまちづくりのために 3. ともに育てるまちづくりのために
狭	第1層 (1次福祉圏域)	14	本庁+13事務所	①本庁、加住、石川 ②元八王子、恩方、川口、浅川、横山、館 ③北野、由井、由木、由木東、南大沢(開設予定)	日常的な相談サービス(市民に最も身近な圏域であり、市民のニーズを迅速に把握する圏域)	

計画		新地域福祉計画				
期間		平成12～21年度				
広	2次福祉圏域	3	1次の単位区域を集約	①中央・北部圏域(中央地域、北部地域) ②西部圏域(西部地域、西南部地域) ③東南部地域(東南部地域、由木地域)	地域福祉推進の基礎的な圏域として、市民の日常生活の利便性の向上を図る。市民の身近な圏域として、一人ひとりのニーズに応じて一般的な操舵にや情報提供、サービスの利用援助などの基本サービスを行うとともに、内容に応じて専門的サービスへ結びつける機能を持つ	第1章 高齢者計画 第2章 介護保険事業計画 第3章 障害者計画 第4章 児童育成計画
狭	1次福祉圏域	14	本庁+13事務所	①本庁、加住、石川 ②元八王子、恩方、川口、浅川、横山、館 ③由木、由木東、南大沢、由井、北野	地域福祉推進の基幹的な圏域として、高度で専門的なサービスを提供する役割を担う。広域性をもった圏域として、域内の推進拠点及び関連する機関を中心に、サービスを必要とする市民と各種サービスを提供する機関・団体との調整を行いながら、円滑で体系的にサービスを提供していく機能を持つ	

計画		地域保健福祉計画				
期間		平成20～24年度				
	基本的な区域	6	「八王子ゆめおりプラン」	①北部地域 ②西部地域 ③西南部地域 ④東南部地域 ⑤東部地域 ⑥中央地域	保健福祉サービスを含む各種手続きや相談などの行政サービスについても各地域において総合的に提供できるよう体制整備を検討。地域の実情を考慮して保健・福祉関係の施設を整備	第1章 地域福祉計画 第2章 保健医療計画 第3章 高齢者計画 第4章 策定済み計画の概要

計画		第2期地域福祉計画				
期間		平成25～29年度				
	新規に設定はしない	20	民生・児童委員協議会を最小の単位			

計画		第3期地域福祉計画				
期間		平成30～35年度				
(市)	市の基本的な考え方	6	「八王子ビジョン2022」	①中央地域 ②北部地域 ③西部地域 ④西南部地域 ⑤東南部地域 ⑥東部地域		
*	福祉圏域	20		第1～20地区	第3期計画では、地域福祉において、行政機関が高度で専門的なサービスの提供・相談・支援を行うための、基本の単位とする。この単位に基づき、各分野で必要な範囲を設定。	